

【2022 橋本基弘先生からの出題】

A 県立 B 高等学校は、県内でも屈指の進学校であり、比較的厳しい校則があることで知られていた。この校則には、生徒の服装や髪型、日常生活に関して細かな規制が定められており、違反者には、嚴重注意、戒告、停学（有期）、退学処分が行われることになっている。

X は、B 高等学校に通学する女子生徒であるが、生まれつき髪の毛の色が茶色であって、B 高等学校の校則には、女子生徒の髪の毛の色を黒以外認めない規定があることを知って入学を決めた経緯がある。それは、B 高等学校が有力な進学校であり、将来裁判官になろうとの志を遂げるのに最適な環境だと考えたからであった。

B 高校入学後、X は、生徒指導の教諭 C から、髪の毛の色を黒の染めてくるよう指導を受けたが、その際、C の話しぶりは「髪の毛の色が茶色の人間はこの学校に存在してはいけない」などと高圧的な態度であったという。X はこの態度などに疑問をもち、この指導に従わない旨を申し述べたところ、学校長 Y から停学の処分を言い渡された。X は、この処分の取り消しと、受けた精神的苦痛に対する損害賠償請求（慰謝料請求）を行ったとする。

この事例に含まれる憲法上の問題点を指摘して、X の請求が認められるかどうかを論じてください。（余裕がある人は、この事例が私立の高等学校で起きたとするならば、結論は同じになるかどうか論じてください。さらに、X が外国人であった場合はどうか、論じてください。）